

令和2年10月 初 版
令和3年4月 改 訂
令和3年11月 改 訂
令和4年1月 改 訂
令和4年10月 改 訂

田辺市斎場 利用の手引き

(令和4年10月改訂)



田辺市斎場

〒646-0061 和歌山県田辺市上の山一丁目11番25号

TEL. 0739-22-2887 FAX. 0739-22-3100

<http://www.city.tanabe.lg.jp/kankyo/saijyo.html>

田辺市役所 市民環境部 環境課

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地

TEL. 0739-26-9927 FAX. 0739-26-7255

目 次

1	施設概要・平面図・配置図	1
2	施設の休場日・開場時間等	2
3	火葬予約方法について	3
(1)	個人による火葬予約	3
(2)	予約システム使用登録済の葬祭業者による火葬予約	3
(3)	予約システム使用登録手続きをしていない葬祭業者による火葬予約	4
(4)	予約システム使用登録手続き方法	4
(5)	予約システムによる火葬予約方法	4
(6)	予約システム使用時における注意事項	5
4	斎場の使用申請・許可等	6
(1)	使用申請	6
(2)	使用料の納付	6
(3)	「死体火葬通知書」「火葬許可証」「領収証」の交付	6
5	斎場の使用について	7
(1)	火葬タイムスケジュールについて	7
(2)	斎場への入場について	7
(3)	柩の受入について	7
(4)	お別れ及び火葬について	7
(5)	待合ホール・待合室の利用について	7
(6)	収骨について	8
(7)	案内表示について	8
(8)	その他施設・設備について	9
(9)	その他遵守事項について	9
6	副葬品の制限について	10
7	田辺市斎場使用料還付制度について	11
(1)	住所地特例還付制度	11
(2)	所得制度特例還付	11
(3)	申請方法・必要書類	12
(4)	申請先／問合せ先	12
8	田辺市火葬補助金制度について	13
(1)	使用料差額補助金制度	13
(2)	所得制度補助金制度	13
(3)	申請方法・必要書類	14
(4)	申請先／問合せ先	14
9	条例・施行規則・要綱等	15

「田辺市斎場 利用の手引き」について

本利用の手引きは令和2年7月に供用開始しました田辺市斎場の適正な管理運営等を図るため、使用予約の方法、ご遺体の出棺から収骨に至るまでの一連の流れと遵守事項等について、取りまとめたものです。

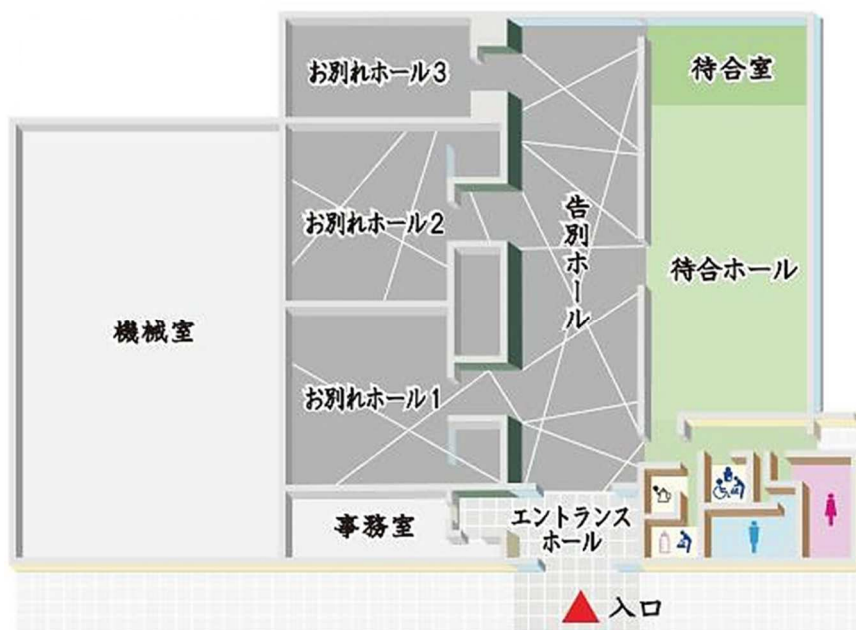
田辺市斎場の利用に際し、以下について、ご理解・ご承知の上、斎場運営にご協力をお願いします。

1 施設概要・平面図・配置図

(1) 施設概要

施設名称	田辺市斎場
所在地	〒646-0061 和歌山県田辺市上の山一丁目11番25号 TEL. 0739-22-2887 FAX. 0739-22-3100
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造／地上2階建て
延床面積	1,600.46㎡
主な諸室	エントランスホール、告別ホール、お別れホール（3室） 待合ホール・待合室、給湯室、授乳室、トイレ（男・女） 多目的トイレ、事務室
駐車場	普通車42台、マイクロバス3台

(2) 平面図



(3) 配置図



2 施設の休場日・開場時間等

休 場 日	1 月 1 日・2 日
開 場 時 間	午前 8 時 30 分～午後 5 時
火葬予約時間 (火葬点火時間)	9:00／10:00／10:30／11:15／11:30／12:15／12:45／14:00／14:30／15:00 ※ 1 日最大10件

3 火葬予約方法について

田辺市斎場では、「田辺市斎場予約システム」（以下「予約システム」という。）を運用しています。どなたでもインターネットで予約システムを閲覧し、24時間田辺市斎場の予約状況を確認することができます。

【サイトアドレス】

<https://saijyo4.seagulloffice.com/tanabe>



予約システムにアクセスし、表示されている「12歳以上」「12歳未満」「死胎」「死肢等」のいずれかをクリックすると1週間分の予約状況が確認できます。

(1) 個人による火葬予約

- ア 個人による火葬予約（例：死胎、死肢、改葬骨等）については、市民課にて受付しますので、電話（TEL. 0739-26-9923）または窓口までお越しください。（土・日・祝祭日は宿日直）
- イ 受付時間は午前8時30分～午後5時15分までですが、翌日の火葬を予約する場合は午後4時までの受付としています。
- ウ 個人の方でも予約システムの閲覧は可能です。

予約システムによる火葬予約時の注意事項

予約システムによる火葬予約は、24時間予約が可能です。が、翌日の火葬を予約する場合のみ午後4時までの受付としています。午後4時を過ぎますと、翌々日以降の予約状況に切り替わり、予約システムへの入力はできなくなります。

火葬予約に際しましては、予約受付時間を厳守の上、寺院住職様や喪主様等と調整いただきますようご留意願います。

但し、感染症その他の疾病の予防及び個人の尊厳や遺族の心情に対し、特に配慮が必要と市が認める場合（以下「例外事案」という。）に限り、原則火葬予約日前日の午後5時（斎場業務時間内）まで斎場と予約の調整を行いますので、環境課（TEL. 0739-26-9927）【夜間・土・日・祝祭日は宿日直（TEL. 0739-22-5300）】へお問合せください。

○例外事案

- ① 大規模災害時や感染症並びにその他の疾病の予防の観点から、早期の火葬が必要な事案
- ② 個人の尊厳や遺族の心情に対し、特に配慮が必要で、早期の火葬が必要な事案
- ③ 死胎の火葬において、特別な事情により、特に配慮が必要な事案

(2) 予約システム使用登録済の葬祭業者による火葬予約

予約システムへアクセスし、火葬予約を行ってください。

(3) 予約システム使用登録手続きをしていない葬祭業者による火葬予約

- ア 初回の火葬予約については、環境課にて対応しますので、電話（TEL. 0739-26-9927）または窓口までお越しください。
- イ 初回のみ環境課にて予約システムへの入力作業を行います。早急に予約システムの使用登録手続きをお願いします。
- ウ 2回目以降は、予約システムによる火葬予約をお願いします。

(4) 予約システム使用登録手続き方法

- ア 葬祭業者が田辺市斎場の火葬予約を行うには、予約システムの使用登録手続きが必要です。
- イ 使用登録手続きに関する書類は、田辺市斎場ホームページから「田辺市斎場予約システム使用申請書（様式第1号）」をダウンロードし、必要事項を記入の上、環境課まで提出してください。
- ウ 使用登録手続きが完了すると市からIDとパスワードが発行されますので、発行されたIDとパスワードでログインすることにより、予約システムからの火葬予約が可能となります。
- エ 予約システムの使用にあたっては、「田辺市斎場予約システム取扱要綱」を遵守してください。

(5) 予約システムによる火葬予約方法

- ア 予約システムへアクセスし、表示されている「12歳以上」「12歳未満」「死胎」「死肢等」のうち、予約対象となる火葬種別を選択します。
- イ 1週間分の空き状況が表示されますので、予約したい時間帯を選択します。
- ウ 死亡者及び申請者の住所登録地を選択します。
- エ 火葬予約日時を確認の上、「次へ」を押して、進んでください。
- オ 死亡者情報、申請者情報、業者情報、その他情報を入力します。
必須項目は必ず入力してください。（※項目）
 - (7) 死亡者情報
 - ※氏名（死胎は父母氏名・死肢等は本人氏名）
 - ※氏名カナ（死胎は父母氏名カナ・死肢等は本人氏名カナ）
 - ※死亡年月日（死胎は分娩年月日・死肢等は手術等年月日）
 - ※宗派
 - ※ペースメーカーの有無（「死胎」「死肢等」は表示されません）
 - (8) 申請者情報
 - ※氏名
 - ※氏名カナ
 - (9) 業者情報（「業者／担当者検索ボタン」より自動選択可能）
 - ※業者名
 - 業者連絡先
 - ※業者メールアドレス

- 担当者
- 担当者連絡先
- 担当者メールアドレス
- (エ) その他
 - ※参列者数（予定）
 - マイクロバス有無
 - 収骨有無（ご遺骨のお引き取りを辞退される場合は、「遺骨辞退引取書」の提出が必要ですので、環境課までお問合せください。）
 - 分骨有無
 - 備考（記載例：案内表示器への表示を控える場合、外国籍の方で通称名（和名）を希望される場合、告別時の注意事項等斎場へ連絡事項がある場合）
- カ 入力後は、入力内容の再チェックと未入力箇所の再入力等をお願いします。
入力内容確認後、「登録」を押すと、予約登録が完了します。
- キ 予約登録完了後、事前に登録されているメールアドレスへ予約確認メールが送信されます。

(6) 予約システム使用時における注意事項

- ア 予約内容の修正は可能ですが、火葬日時は変更できません。火葬日時を変更する場合は、一度取消操作を行ってから、再度予約を行ってください。
- イ ブラウザの「戻る」ボタンは使用しないでください。選択・入力した内容が正しく反映されない場合があります。
- ウ システム使用後は必ずログアウトしてください。
- エ 複数ブラウザ（ウインドウ、タブ）の使用はしないでください。選択・入力した内容が正しく反映されない場合があります。

4 斎場の使用申請・許可等

(1) 使用申請

- ア 斎場の使用申請については、「死亡届」と併せて、「死体（胎・肢）火葬許可申請書」を市民課窓口（時間外及び土・日・祝祭日は宿日直）へご提出ください。
- イ 葬祭業者の方が使用申請をする際は、市民課窓口（時間外及び土・日・祝祭日は宿日直）で予約システムから送信された予約登録受付画面（携帯画面やパソコン画面のプリントアウト）をご掲示ください。

(2) 使用料の納付

田辺市斎場の使用料は次のとおりです。現金での前納となりますので、申請手続きの際に市民課窓口（時間外及び土・日・祝祭日は宿日直）で納付してください。

使用料一覧 ※使用料の還付制度があります。詳しくは11ページをご覧ください。

	市 内	市 外
大人（12歳以上）	（R03.04.01改定）20,000円	（R03.04.01改定）60,000円
小人（12歳未満）	（R03.04.01改定）10,000円	（R03.04.01改定）30,000円
死胎・死肢等	5,000円	25,000円

※「市内」とは、死亡者にあつてはその死亡時に住民基本台帳法の規定により、本市において記録されていた者（以下「市民」という。）である場合、死胎にあつてはその父又は母が市民である場合、身体の一部にあつては、その者が市民である場合、死亡者が市民でない場合において、当該死亡者について戸籍法の規定による死亡の届出を行った者が市民である場合をいい、「市外」とはそれ以外の場合です。

(3) 「死体火葬通知書」「火葬許可証」「領収証」の交付

- ア 申請手続きが完了しましたら、市から「死体火葬通知書」「火葬許可証」「領収証」が交付されますので、「死体火葬通知書」「火葬許可証」を斎場へご提出ください。
- イ 開場時間内（午前8時30分から午後5時）までの間にご提出ください。
- ※ 炉裏等の清掃で事務所が不在の場合もございますので、確実に書類の受け渡しができますよう、事前に斎場へ連絡いただければ幸いです。

5 斎場の使用について

(1) 火葬タイムスケジュールについて

標準的な火葬タイムスケジュールについては、次のとおりです。

ただし、個人差や副葬品により火葬時間が多少前後する場合や当日の予約状況により収骨のご案内時間が標準時間より遅れる場合がございますので、予めご了承ください

告別から納棺 約15分 / 火葬時間 約60分～70分 / 冷却時間 約15分
冷却完了から収骨 約10分～15分

(2) 斎場への入場について

ア 出棺の際は、田辺市斎場（TEL. 0739-22-2887）まで必ず出棺連絡をお願いします。

イ 斎場への到着は、原則火葬予約時間の前後15分を厳守してください。

ウ 交通事情等により、先の予約のご喪家が到着していない場合は、霊柩車（故人様）とご喪家（バス・自家用車等）は待合ホール・待合室や車内でお待ちいただく場合がございます。

なお、遅れて到着された場合は、予約どおりに到着されたご喪家を先に誘導し、その後遅れて到着されたご喪家を誘導させていただく場合がございます。

(3) 柩の受入について

ア 収容可能な柩は、最大寸法で幅700mm以内、高さ550mm以内、長さ2,200mm以内です。

イ 霊柩車が到着後、入口前で職員が霊柩車から棺を運搬台車へ載せ替えます。

ウ 棺を運搬台車へ載せ替えた後、使用するお別れホールへ移動しますので、職員の誘導に従いご移動ください。

(4) お別れ及び火葬について

ア 故人様との最後のお別れは専用のお別れホールにて、ご遺族や会葬者の心情に配慮した厳粛な雰囲気の中でお別れいただけます。

イ 火葬時間は概ね60分～70分程度です。火葬点火後、職員より収骨時間をご案内します。

ウ 火葬の間は待合ホール・待合室にてお待ちいただくか、各葬祭式場でお待ちください。

(5) 待合ホール・待合室の利用について

ア 待合ホール・待合室は、無料でご利用いただけます。

イ 待合ホール・待合室での持ち込みによる飲食は不可ですが、施設内に設置している自動販売機の利用は可能です。

(6) 収骨について

- ア 収骨は専用のお別れホールにて行います。
- イ 火葬の間、各葬祭式場でお待ちの方は、収骨案内時間までに斎場へお戻りください。
- ウ 収骨の準備が整いましたら、職員がご案内いたしますので、職員の誘導に従いご移動ください。
- エ 収骨の前に職員より「火葬許可証」を返却いたします。「火葬許可証」は納骨される際、寺院や墓地の管理者へ提出する必要がありますので、大切に保管してください。
- オ ご遺骨のお引き取りを辞退される場合は、「遺骨辞退引取書」の提出が必要ですので、環境課までお問合せください。

(7) 案内表示について

田辺市斎場では、施設内の各所に案内表示器を設置しています。

諸事情により表示を控える場合や外国籍の方で通称名（和名）を希望される場合は、火葬予約日前日の午後4時までにお申し出ください。

案内表示器設置箇所

- 故人名・使用ホール名表示 : 告別ホール並びに待合ホールの総合案内表示器
- 故人名表示 : お別れホール前並びに火葬炉前の個別表示器



(8) その他施設・設備について

- ア 授乳室には、授乳用椅子やオムツ替え台、流し台を設置しておりますので、授乳やオムツ替えの際にご利用ください。
- イ お別れホールには、ベンチ・椅子・コート掛けを設置しておりますので、ご利用ください。
- ウ 車椅子はエントランスホールにご用意しておりますので、ご利用ください。利用後は、元の位置にお返してください。なお、事前の予約は行っておりません。
- エ A E D（自動体外式除細動器）は告別ホールに設置しております。

(9) その他遵守事項について

- ア 斎場は公共施設であるため、職員に対する心づけは一切お断りしております。
- イ 動物（ペット）の火葬予約は受け付けておりません。廃棄物処理課（TEL. 0739-24-6218）へお問合せください。
- ウ ペットを連れてのご入場はご遠慮ください。ただし、盲導犬・介助犬等はこの限りではありません。
- エ 斎場内での喫煙はできません。指定場所での喫煙をお願いします。
- オ 他のご喪家の妨げになるような迷惑行為はご遠慮ください。
- カ 施設や設備、備品等を損傷させた場合は、必ず職員へお知らせください。

6 副葬品の制限について

棺の中に副葬品を混入されると、遺骨への溶けた物質の付着、火葬炉設備の損傷、ダイオキシン類の発生等に繋がります。

ご遺族の皆さまには誠に恐縮ではございますが、棺には次のものを入れないよう、副葬品の制限にご協力をお願いします。

副葬品の制限一覧

制限の理由	制限・混入防止品目
○公害の発生 ・ダイオキシン類の発生 ・臭気の発生 ・有害物質の発生 等	○ビニール製品 （バック、靴、ベルト等） ○化学合成繊維品 （衣類、寝具、敷物等） ○発泡スチロール製品 （枕、緩衝材等） ○その他 （CD、ゴルフボール等）
○不完全燃焼の発生 ・火葬時間の延長 ・臭気の発生	○大量の果物 （スイカ、メロンなどの大きな果物） ○書籍・紙類 （辞書、アルバムなどの厚みのある紙類） ○大型繊維製品 （布団、厚手の衣類、大きなぬいぐるみ等） ○木製品
○火葬炉設備の損傷・故障の発生 ・急激な燃焼と温度上昇 ・集じん装置の不具合	○カーボン製品 （杖、釣り竿、テニスラケット、ゴルフクラブ、義肢装具等）
○ご遺体の損傷 ・不燃物の付着 ・炉内での破裂や損傷	○金属製品 （缶飲料、腕時計、指輪、眼鏡、硬貨、ラジオや携帯電話等） ○陶磁器 ○ガラス製品 （ビン類、鏡等） ○爆発物 （ライター、スプレー缶、乾電池等）
○その他 ・燃焼の妨げ ・設備等の損傷	○大量のドライアイス （二酸化炭素の発生と炉内温度の下降） ○ペースメーカー （炉内で破裂・爆発により職員のけがや火葬炉設備の損傷の恐れ）

7 田辺市斎場使用料還付制度について

各制度の要件を満たす方は、田辺市斎場使用料の還付に関する特例要綱に基づき、田辺市斎場使用料の還付が受けられます。

ケースによって、下記(1)(2)の両制度の対象となる場合があります。

■所得制度特例還付は、同一世帯の中に1人でも課税者並びに生活保護受給者がいれば、対象外となります。

※課税者には区市町村より「納税通知書」が送付されます。申請前に必ずご確認ください。

■市町村民税非課税とは、下記のとおり、判断します。

※申請日により、判断する書類が異なります。

1月～6月→前々年中の所得の非課税証明書類

7月～12月→前年中の所得の非課税証明書類

(1) 住所地特例還付制度

ア 対象者要件

- 死亡者が、市外の特別養護老人ホームや障害者支援施設等に入所又は入居していたが、田辺市からその費用の支給を受けていた場合
- 上記に準ずる施設等の利用により、田辺市が運営費を負担していた場合

イ 還付額

区 分	還付額
12歳以上	40,000円
12歳未満	20,000円

(2) 所得制度特例還付

ア 対象者要件

田辺市斎場使用料の市内区分の取扱いを受けた方で、下記要件を全て満たす場合

利用の許可を受けた者（火葬許可申請者）の同一世帯全ての世帯員が、

- 要件1 市町村民税非課税であること
- 要件2 生活保護を受けていないこと

イ 還付額

区 分	還付額
12歳以上	10,000円
12歳未満	5,000円

(3) 申請方法・必要書類

使用料納付後30日以内に下記書類を開庁時間内（午前 8 時30分～午後 5 時15分）にご提出ください。（夜間・土・日・祝祭日、年末年始は除きます。）

必要書類

- 田辺市斎場使用料還付申請書（兼同意書）
- 火葬許可証または火葬の事実を証する書類（火葬証明書）などの写し
- 領収書
- 印鑑 ※認印可。字句訂正にも必要です。
- 通帳等 ※還付金の受取に使用する金融機関の通帳をご持参ください。
（あらかじめ「相手方登録（変更）兼口座振替依頼申出書」を提出済みの場合は不要です。）
- 委任状 ※「申請者」と「振込口座名義人」が異なる場合に必要です。
- 申請同意書 ※「申請者」と別の方が申請する場合に必要です。

※ 申請には審査があります。要件審査の為、同意書（申請書裏面）が必要です。

※ 田辺市外の方が申請する場合は、当該区市町村が発行する住民票（世帯全員の写し（謄本））・非課税証明書が必要です。

(4) 申請先／問合せ先

田辺市環境課 TEL：0739-26-9927

8 田辺市火葬補助金制度について

補助対象施設（みなべ町斎場・白浜町斎場・清浄苑）で町内（管内）料金の取扱いを受け、火葬を行った場合、田辺市火葬補助金交付要綱に基づき、各斎場使用料の一部補助が受けられます。

ケースによって、下記(1)(2)の両制度の対象となる場合があります。

(1) 使用料差額補助金制度

ア 補助が受けられるケース

- みなべ町斎場で火葬（改葬骨）を行った場合【対象：龍神村在住】
- 清浄苑で火葬（大人・小人・死胎・改葬骨）を行った場合【対象：本宮町在住】

※ 令和3年4月1日から田辺市斎場使用料の改定に伴い、白浜町斎場の使用料差額補助金はありません。

イ 補助金額

施設名	区分	補助金額
みなべ町斎場	改葬骨	5,000円
清浄苑	12歳以上	10,000円
	12歳未満	10,000円
	死胎・改葬骨	5,000円

(2) 所得制度補助金制度

■ 所得制度特例還付は、同一世帯の中に1人でも課税者並びに生活保護受給者がいれば、対象外となります。

※ 課税者には区市町村より「納税通知書」が送付されます。申請前に必ずご確認ください。

■ 市町村民税非課税とは、下記のとおり、判断します。

※ 申請日により、判断する書類が異なります。

1月～6月→前々年中の所得の非課税証明書類

7月～12月→前年中の所得の非課税証明書類

ア 対象者の要件

白浜町斎場【対象：中辺路町・大塔在住】・清浄苑【対象：本宮町在住】の町内（管内）区分の取扱いを受けた方で、下記要件を全て満たす場合

利用の許可を受けた者（火葬許可申請者）の同一世帯全ての世帯員が、

○要件１ 市町村民税非課税であること

○要件２ 生活保護を受けていないこと

イ 補助金額

施設名	区分	補助金額
白浜町斎場	12歳以上	10,000円
	12歳未満	5,000円
清浄苑	12歳以上	10,000円
	12歳未満	5,000円

(3) 申請方法・必要書類

火葬後30日以内に下記書類を開庁時間内（午前8時30分～午後5時15分）にご提出ください。（夜間・土・日・祝祭日、年末年始は除きます。）

必要書類

- 田辺市火葬補助金交付申請書（兼同意書）
- 田辺市火葬補助金交付請求書
- 火葬許可証または火葬の事実を証する書類（火葬証明書）などの写し
- 領収書 ※「火葬許可証」等の書類に使用料の金額の記載と領収印がある場合は、それでも可。
- 印鑑 ※認印可。字句訂正にも必要です。
- 通帳等 ※還付金の受取に使用する金融機関の通帳をご持参ください。
（あらかじめ「相手方登録（変更）兼口座振替依頼申出書」を提出済みの場合は不要です。）
- 委任状 ※「申請者」と「振込口座名義人」が異なる場合に必要です。
- 申請同意書 ※「申請者」と別の方が申請する場合に必要です。

※ 申請には審査があります。要件審査の為、同意書（申請書裏面）が必要です。

※ 田辺市外の方が申請する場合は、当該区市町村が発行する住民票（世帯全員の写し（謄本））・非課税証明書が必要です。

(4) 申請先／問合せ先

田辺市役所環境課 TEL：0739-26-9927／龍神行政局住民福祉課 TEL：0739-78-0810

中辺路行政局住民福祉課 TEL：0739-64-0502／大塔行政局住民福祉課 TEL：0739-48-0301

本宮行政局住民福祉課 TEL：0735-42-0004

9 条例・施行規則・要綱等

田辺市斎場条例

平成 17 年 5 月 1 日条例第 111 号

(設置)

第 1 条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 2 条第 7 項に規定する火葬場として斎場を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 斎場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
田辺市斎場	田辺市上の山一丁目 11 番 25 号

(利用の許可)

第 3 条 斎場を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第 4 条 前条の規定により利用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。

3 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の田辺市斎場設置及び管理条例（昭和 39 年田辺市条例第 12 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 24 年 7 月 6 日条例第 21 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 28 日条例第 32 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

区分	12 歳以上	12 歳未満	死胎・死肢等
市内	20,000 円	10,000 円	5,000 円
市外	60,000 円	30,000 円	25,000 円

備考 この表において、「市内」とは、死亡者にあつてはその死亡時に住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により本市において記録されていた者（以下「市民」という。）である場合、死胎にあつてはその父又は母が市民である場合、身体の一部にあつてはその者が市民である場合その他規則で定める場合をいい、「市外」とは、それ以外の場合をいう。

田辺市斎場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、田辺市斎場条例（平成17年田辺市条例第111号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休業日)

第2条 斎場の休業日は、1月1日及び同月2日とする。ただし、市長において必要があると認めるときは、臨時に開業し、又は休業することができる。

(利用時間)

第3条 斎場の利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長において必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第4条 条例第3条の規定により斎場の利用の許可を受けようとする者は、斎場利用許可申請書を市長に提出しなければならない。ただし、死亡者又は死胎の火葬に係る利用の許可申請にあつては、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）第1条に規定する火葬許可申請書の提出をもってこれに代えることができる。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、斎場の利用を許可するときは、当該申請者に斎場利用許可書を交付するものとする。ただし、死亡者又は死胎の火葬に係る利用の許可にあつては、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第8条の火葬許可証の交付をもってこれに代えることができる。

(使用料の減免)

第5条 条例第4条第2項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、斎場使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第4条第2項の特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている者が死亡した場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合

(使用料の区分)

第6条 条例別表備考の規則で定める場合は、死亡者が同表備考に規定する市民（以下「市民」という。）でない場合において、当該死亡者について戸籍法（昭和22年法律第224号）第86条の規定による死亡の届出を行った者が市民であるときとする。

(収骨等)

第7条 市長は、斎場の利用者が指定する日時にその遺骨を引き取らない場合には、これを収骨し、適宜処理することができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（令和2年5月12日規則第20号）

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

田辺市斎場使用料の還付に関する特例要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田辺市斎場条例施行規則（平成17年田辺市規則第93号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、田辺市斎場使用料（以下「使用料」という。）の還付に関する特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 使用料の還付の特例を受ける対象者は、別表第1に掲げる者及び田辺市斎場条例（平成17年田辺市条例第111号。以下「条例」という。）別表市内区分の取扱いを受け利用の許可を受けた者のうち別表第2に掲げる者とする。ただし、死胎・死肢等については、対象としない。

(還付額)

第3条 別表第1に掲げる者の使用料の還付額は、条例別表市外区分に定める使用料の額から市内区分に定める使用料の額を減じた額とする。

2 別表第2に掲げる者の使用料の還付額は、条例別表市内区分に定める使用料の額の2分の1に相当する額を減じた額とする。

(還付申請)

第4条 条例第4条第3項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用料を納付した日から起算して30日以内に斎場使用料還付申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 火葬の許可を証する書類の原本又は写し
- (2) 使用料の納付を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に対し、還付するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

対象者	対象となる施設等
国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2の規定により、病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例の適用を受ける市の国民健康保険の被保険者	国民健康保険法第116条の2に規定する病院、診療所又は施設
介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定により、住所地特例対象施設に入所又は入居中の被保険者の特例の適用を受ける市の介護保険の被保険者	介護保険法第8条第22項に規定する介護保険施設、同条第11項に規定する特定施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム
障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第19条第3項並びに附則第18条第1項及び第2項の規定により、市が支給決定を行って施設に入所又は入居している障害者	障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設、のぞみの園、療養介護を行う病院、生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の施設、障害者自立支援法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設（知的障害者通勤寮を除く。）、共同生活介護又は共同生活援助を行う住居
上記の施設に準ずる施設等入所者で、その利用者が利用することにより市が運営費等を負担しているもの	福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、県単グループホーム

別表第2（第2条関係）

対象者	対象者の要件
規則第4条第1項に規定する利用の許可を受けようとする者であって右欄の要件の全てを満たす者	1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定により本市において記録されている同一世帯全ての世帯員の市町村民税が非課税であること。ただし、対象者が市外の者にあつては、当該市町村において記録されている場合も含む。 2 法の規定により本市において記録されている同一世帯全ての世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けていないこと。ただし、対象者が市外の者にあつては、当該市町村において記録されている場合も含む。

備考 「市町村民税が非課税であること」とは、申請日が1月から6月までであれば前々年中の所得の非課税証明書、7月から12月までであれば前年中の所得の非課税証明書をもって判断する。

田辺市火葬補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の火葬に要する費用負担の均衡を図るため、次条に規定する補助対象施設を利用した者に対し補助金を交付することについて、田辺市補助金等交付規則（平成17年田辺市規則第47号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の表の左欄に掲げる区域に係る火葬について同表の右欄に掲げる補助対象施設を使用し火葬を行った者とする。ただし、白浜町斎場及びみなべ町斎場にあつては地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14に基づく事務委託の範囲において、白浜町及びみなべ町が条例で定める町内料金の取扱いを受け火葬を行った者又は清浄苑にあつては紀南環境衛生施設事務組合が条例で定める管内料金の取扱いを受け火葬を行った者とする。

区域	補助対象施設
合併前の大塔村及び中辺路町の区域	白浜町斎場（白浜町斎場条例（平成18年白浜町条例第122号）に規定する白浜町斎場をいう。）
合併前の龍神村の区域	みなべ町斎場（みなべ町斎場設置及び管理条例（平成16年みなべ町条例第92号）に規定するみなべ町斎場をいう。）
合併前の本宮町の区域	清浄苑（紀南環境衛生施設事務組合火葬場設置及び管理条例（平成3年紀南環境衛生施設事務組合条例第2号）に規定する清浄苑をいう。）

2 前項に定める補助対象者のほか、田辺市斎場条例（平成17年田辺市条例第111号。以下「条例」という。）別表に規定する市内の区分に該当する者が、災害、故障、改修等により条例第2条に規定する田辺市斎場（以下「田辺市斎場」という。）を利用できない場合において、同項の表に規定する補助対象施設を使用し火葬を行ったときには、補助対象者とする。

(補助対象経費)

第3条 この要綱による補助金の交付対象となる経費は、補助対象施設における遺体等の火葬に係る料金とする。

(補助金)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費から田辺市斎場を利用した場合に条例第4条第1項の規定により納付すべきこととなる使用料を差し引いて得た額とする。ただし、同条第2項の規定により、使用料を減額し、又は免除を受けた者（田辺市斎場条例施行規則（田辺市規則第93号）第5条第1項の規定により、使用料を減額し、又は免除を受けた者は除く。）の当該補助金の額については、別表に定める。

(補助金の申請)

第5条 規則第4条の規定により交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 火葬の許可を証する書類の原本又は写し
- (2) 使用料の納付を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 この要綱による補助金は、火葬した日から起算して30日以内に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行し、同日以後に火葬許可を受け、補助対象施設を利用した者から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象者	補助対象者の要件	補助金の額	
第2条に規定する補助対象者であって右欄の要件の全てを満たす者	1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定により本市において記録されている同一世帯全ての世帯員の市町村民税が非課税であること。ただし、対象者が市外の者にあつては、当該市町村において記録されている場合も含む。	12歳以上	10,000円
	2 法の規定により本市において記録されている同一世帯全ての世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けていないこと。ただし、対象者が市外の者にあつては、当該市町村において記録されている場合も含む。	12歳未満	5,000円

備考 「市町村民税が非課税であること」とは、申請日が1月から6月までであれば前々年中の所得の非課税証明書、7月から12月までであれば前年中の所得の非課税証明書をもって判断する。